

令和2年第2回定例会文教福祉委員会会議録

令和2年6月9日  
10時00分～11時21分  
全員協議会室

出席者氏名

|       |     |       |      |
|-------|-----|-------|------|
| 後藤 敦志 | 委員長 | 山村 尚  | 副委員長 |
| 山宮留美子 | 委員  | 伊藤 悦子 | 委員   |
| 石引 礼穂 | 委員  | 後藤 光秀 | 委員   |
| 油原 信義 | 委員  | 大野誠一郎 | 委員   |

執行部説明者

|             |            |           |       |
|-------------|------------|-----------|-------|
| 教育 長        | 平塚 和宏      | 福祉 部長     | 清宮 恒之 |
| 健康づくり推進部長   | 岡田 明子      | 教育 部長     | 松尾 健治 |
| 社会福祉課長      | 藤ヶ崎 聡      | 生活支援課長    | 下沼 恵  |
| こども家庭課長     | 蔭山 大三      | 介護福祉課長    | 佐々木英一 |
| 健康増進課長      | 岡澤 幸代      | 保険年金課長    | 鈴木 泰浩 |
| 教育総務課長      | 中村 兼次      | 文化・生涯学習課長 | 松本 大  |
| 文化・生涯学習課長補佐 | 武田 早苗 (書記) |           |       |

事務局

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 課 長 | 松本 博実 | 係 長 | 深沢伸一郎 |
|-----|-------|-----|-------|

議 題

- 議案第3号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 龍ヶ崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第4号)の所管事項
- 議案第9号 令和2年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第10号 令和2年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第8号))の所管事項
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算(第

3号)

- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号))
- 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて  
(和解に関することについて)
- 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第3号))の所管事項

○後藤敦志委員長

委員の皆様申し上げます。

本日は気温が高くなる中で窓を開けて、そしてマスクをしての委員会運営ということになりますので、ジャケットはぬいでいただいても構いませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

【傍聴者入室】

○後藤敦志委員長

ここで傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日もご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の所管事項、議案第9号、議案第10号、報告第5号の所管事項、報告第6号、報告第7号、報告第8号、報告第10号、報告第18号の所管事項の14案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭にまた質疑は一問一答をお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第3号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

松尾教育部長。

○松尾教育部長

それでは、お手元の議案書7ページをお開きいただければと思います。新旧対照表は2ページになります。

それでは、議案第3号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の設備及び運営に関する基準を定めておりますが、本条例の制定や改正にあたっては、平成26年厚生労働省令第63号、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を参酌することになっております。

そして、今般、放課後児童支援員になるために受講し必ず修了しなければならない放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図るため、当該厚生労働省令の一部改正が行われ、本年4月1日から施行されました。

具体的に申し上げますと、当該研修を行うものとして、これまでは都道府県知事及び指定都市の長が規定されておりましたけれども、今般の当該省令の一部改正によって、中核市の長が追加されました。

このため、本条例第10条第3項において、必ず放課後児童支援員になるために受講しなければならない研修の実施者として、中核市の長を加え、本市においても受講機会の

拡大を図ろうというものでございます。施行期日につきましては、付則において公布の日からと規定いたしております。

説明については以上です。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

○後藤敦志委員長

別にないようですので採決をいたします。

議案第3号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第4号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

それでは、議案書8ページをお開きください。新旧対照表では3ページになります。

議案第4号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この度の改正でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応として、市町村が幼稚園や保育所、認定こども園といった特定教育・保育施設に対して、臨時休園や利用自粛の要請を行った場合、保育認定を受けた0歳から2歳児に対する利用者負担の取り扱いに関しまして、国は子ども・子育て支援法施行規則を改正し、災害、その他緊急やむを得ない場合として、内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育が提供されないことという日割り計算を行う事由を新たに規定いたしました。

この規則改正に伴いまして、市の当該条例における保育料の日割り計算を行う規定に関しましても、災害、その他緊急やむを得ないと市長が認める理由により保育の提供がなされない場合に、日割り計算を行うよう規定するものでございます。また、公立保育所を利用している、保育認定を受けた3歳から5歳児の給食費につきましても、新型コロナウイルス感染症対策として保育料と同等の取り扱いとするため、日割り計算を行うよう規定するものでございます。

以上でございます。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

○後藤敦志委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第4号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

岡田健康づくり推進部長。

○岡田健康づくり推進部長

それでは、議案書の9ページ、新旧対照表の4ページをご覧ください。

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、課税限度額の引き上げ、保険税の減額基準所得の引き上げ、保険税減免申請期限の緩和、譲渡所得に対する保険税課税の特例範囲の拡大、この4つの項目からできております。

このうち、課税限度額の引き上げにつきましては、国民健康保険税の基礎課税額を現行の61万円から63万円とし、介護納付金課税額を現行の16万円から17万円とするものでございます。

続きまして、新旧対照表の5ページをご覧ください。

保険税の減額基準所得の引き上げです。応益割いわゆる均等割と平等割ですが、こちらの5割減額対象世帯の所得の上限を5,000円、同じく、2割減額対象世帯の所得の上限を1万円引き上げるものでございます。

続きまして、新旧対照表の6ページをご覧ください。

保険税減免申請期限の緩和についてでございます。第26条第2項の次に、状況に応じて納期限の後に申請期限を定めることができるというただし書きを加えるもので、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う保険税減免申請を想定し、納期限を過ぎた保険税の減免に対応できるようにしたものでございます。

この他、譲渡所得に対する保険税課税の特例範囲の拡大は、同じく6ページの付則第4項の長期譲渡所得に係る課税の特例に関する引用条文を追加するもので、租税特別措置法の一部改正により、新たに低未利用地の譲渡所得に対する特別控除規定が盛り込まれたことに伴う改正となります。

以上です。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

基本的なことなんですけど、限度額引き上げについて、64世帯が本会議場では値上げになるってことが言われたんですけど、この内容について伺います。

それと、基本的になぜ限度額を引き上げるのかについて伺います。

○後藤敦志委員長

鈴木保険年金課長。

○鈴木保険年金課長

初めに、限度額引き上げの内訳でございます。

今回の限度額引き上げにつきましては、基礎課税分と介護納付金分課税額になります。介護納付金につきましては、40歳から64歳までの方が対象となりますので、課税限度額、介護納付金が課税されている世帯とされていない世帯で課税限度額が異なります。介護納付金が課税されている世帯につきましては99万円、課税されていない世帯につきましては82万円ということになります。

それぞれの内訳で申し上げます。介護納付金が課税されている世帯につきましては、2万1円から2万5,000円までが2世帯、2万5,001円から2万9,999円までが4世帯、3万円引き上げが20世帯となります。介護納付金は、課税額が非課税の世帯につきましては5,001円から1万円までが1世帯、2万円の引き上げが37世帯となります。

課税限度額引き上げの理由でございます。直接の要因といたしましては、上位法であります地方税法施行令の一部改正という形になりますが、なぜ引き上げるのか、なぜ3万円なのかにつきましては、国からは被用者保険とのバランスを取るためとの説明がなされております。

もともと医療保険の保険料につきましては、所得や報酬を有する場合など、最高限度が設定されておりまして、被用者保険におきましては保険料の最高等級に該当する被保険者の割合を被保険者全体の0.5%から1.5%にとどまるということが、健康保険法で定められています。ただ、国民健康保険につきましてはこのような規定が無いわけでありまして、課税限度の対象者の割合としては1.5%を上回る状況であります。こちらを是正するというのが、国の方の目的ということで伺っております。

以上でございます。

○後藤敦志委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

限度額を引き上げるということが今もありましたけども、最高限度額だけでなく、引き上げる世帯があるということですね。

この限度額引き上げについて、結局は保険料・・・引き上げるってことについて、中間層の保険税について、多少影響させているというような考えでいいんでしょうか。

○後藤敦志委員長

鈴木保険年金課長。

○鈴木保険年金課長

国の方の説明、先ほどの被用者保険とのバランスという話もありましたけども、もう一つ、申し訳ございません、言い漏れてしまいましたが、中間層とか低所得者層の負担の軽減につなげるという形の目的もあります。

以上でございます。

○後藤敦志委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決をいたします。

議案第5号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【「異議あり」と答える声あり】

○後藤敦志委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第5号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第6号 龍ヶ崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

岡田健康づくり推進部長。

○岡田健康づくり推進部長

議案第6号 龍ヶ崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の11ページ、新旧対照表の8ページをご覧ください。

今回の改正は、第2条の市において行う事務に新たに傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務が加わったものによるものでございます。

以上です。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

○後藤敦志委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第6号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

それでは、議案書の12ページをお開きください。

新旧対照表は9ページから11ページになります。

議案第7号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

この度の改正内容は大きく2点ございます。

まず、第1点目でございますが、介護保険料の一部軽減の拡充でございます。令和元年10月からの消費税率10%への引き上げに伴い、社会保障を充実させる施策として、低所得の第1号被保険者の介護保険料の軽減が令和元年度からなされております。今年度からは、これが満年度化することから、当初予定されていた軽減幅を完全実施するために、介護保険料の額を改正するものです。

具体的な内容につきましては、条例の新旧対照表9ページをご参照ください。

当市では、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を世帯員や本人の課税情報や所得に応じて、10段階に区分けしており、そのうち住民税非課税世帯を対象とする第1段階から第3段階までの保険料額を軽減の対象としております。今回の改正は、この部分に関する条例第2条第1項の第1号から第3号までについて、当市の基準額である第5段階の年額6万1,500円に対する割合を令和2年度においてさらに引き下げることにより、介護保険料の軽減の拡充を行おうとするものでございます。

第1段階ですが、基準額に掛ける保険料率0.375を0.3に改め、令和元年度中、2万3,000円だった保険料額を新旧対照表9ページ左側の第2条第2項にありますように、1万8,400円、第2段階の基準額に掛ける保険料率0.625を0.5に改め、令和元年度中、3万8,400円だったものを同じく左側の第2条第3項にありますように3万700円に、第3段階の基準額に掛ける保険料率0.725を0.7に改め、令和元年度中4万4,500円だったものを同じく左側の第2条第4項にありますように4万3,000円に、それぞれ改めようとするものでございます。

次に、改正の第2点目でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の著しい減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免に関し、国の財政支援を基に令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に、納期限が訪れる介護保険料についてさかのぼって減免対象とするため、介護保険条例の付則に第8条を新たに加えるものでございます。

この減免は、申請に基づいて行われるものですが、対象につきましては、一つは新型コロナウイルス感染症により第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合でございます。もう一つは、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入見込みが10分の3以上減少し、かつ減少が見込まれるその収入に係る所得以外の前年の合計所得額が400万円以下である場合としております。

今回の条例改正につきましては、以上の2点でございます。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。  
伊藤委員。

○伊藤委員

減免の内容は本会議で説明されたんですけど、具体的にこの申請ってというのは、今までにありましたか。

○後藤敦志委員長

佐々木介護福祉課長。

○佐々木介護福祉課長

現在のところ申請はございません。

○後藤敦志委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

こういうのってなかなか、市民の方も気がつかないと思うんですけども、市民への周知なんかはどんなふうに考えてるんでしょうか。

○後藤敦志委員長

佐々木介護福祉課長。

○佐々木介護福祉課長

現在のところ、ホームページに載せるとともに、市の広報紙、また保険料の納付書を送る際の封筒の方に取り込む予定でおります。

○後藤敦志委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第7号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第8号 令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項について、執行部から説明を願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

議案第8号 令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。別冊の4ページ、5ページをお開きください。

所管事項につきまして、歳入からご説明をいたします。

5ページ上から2段目の保育対策総合支援事業費でございます。

保育環境の改善事業等における新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等がマスクや消毒液、その他備品等に要する経費に対する国庫補助金でございます。国の負担分が10分の10となっております。

その下の段の生活困窮者就労準備支援等事業費でございます。

これは、生活保護システムの改修にかかる補助金でございます。制度改正に伴う項目の追加や登録・集計作業等の生活保護システム改修費用で国負担分が2分の1となっているものです。

#### ○松尾教育部長

その下です。教育費、国庫補助金です。

公立学校情報機器整備費、7,168万5,000円です。

これは、ギガスクール構想に基づく1人1台端末の整備に関する補助金であります。小学校分として1,593台、そして単価が4万5,000円になります。4万5,000円まで実額補助されるというような仕組みになっております。

その下です。同じく、中学校分です。

台数が884台、そして単価が1台当たり4万5,000円、合計3,978万円になります。

それから、下の箱です。県支出金の委託金になります。

スクールライフサポーター配置事業費、県の委託事業に関するもので10分の10です。内容につきましては、歳出の方でご説明いたします。

#### ○岡田健康づくり推進部長

一番下の箱になります。ネーミングライツ収入です。

龍ヶ崎市陸上競技場たつのこフィールド及び龍ヶ崎市文化会館、この2施設のネーミングライツ事業による1年間の命名権料となっております。陸上競技場たつのこフィールドは、愛称名が流通経済大学龍ヶ崎フィールドで、契約期間が5年間、年額250万円を計上しております。文化会館につきましては、愛称名が大昭ホール龍ヶ崎で、契約期間は3年間、年額150万円を計上しております。

なお、ネーミングライツ事業は正式名称を変えるものではなく、条例等の変更は生じませんが、今後、施設の看板、ホームページ及び市が発行する印刷物等に愛称名を使用し、愛称名の普及、定着に努めていきます。現在、7月運用開始を予定し、契約締結に向けて調整中でございます。

#### ○清宮福祉部長

続いて、歳出でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

中段の箱です。

遺族等援護事業です。

これは、戦没者等のご遺族に対し、国から弔慰金が支給されます。その手続きのための通信運搬費について、計上するものでございます。

その下の新型コロナウイルス感染症緊急福祉対策費でございます。

これは、新型コロナウイルスの影響でアルバイト収入が絶たれるなどして、困窮している大学生などを対象とした経済支援策で、国の学生支援緊急給付金の支給対象となった大学生などに10万円を上乗せして給付するものでございます。

その下のプレミアム付商品券事業でございます。

これは、平成31年度に低所得者と子育て世帯を対象に行ったプレミアム付商品券事業について、事業実績確定に伴います国庫支出金の返還金でございます。

その下の箱でございます。保育対策総合支援事業です。

保育環境改善等事業における新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等のマスクや消毒液、その他備品等に要する経費について、1施設当たり50万円を限度に補助金を交付するため計上したものでございます。

次に、一番下の箱の生活保護適正実施推進事業でございます。

これは、制度改正に伴う生活保護システムの改修費用でございます。内容につきましては、日常生活支援住居施設の施行に伴いまして生活保護システムを改修するための費用でございます。

#### ○松尾教育部長

8ページ、9ページをお開きください。

教育費の教育総務費になります。新型コロナウイルス感染症緊急教育対策費、813万1,000円であります。

まず、こちらにつきましては、本年4月、5月の臨時休業期間中に小学校で行いました学習サポート事業に関する経費です。毎日、平日8時半から午後2時半まで自宅などで過ごすことができないお子さんをお預かりしましたけれども、その際に活用しました会計年度任用職員のうち学習充実支援員分の報酬と旅費、そして、同じく学習サポート事業に参加した中で支援等が必要なお子さんに対する特別支援教育支援の委託費でございます。

そして、その下です。スクールライフサポーター配置事業であります。県の委託事業で、31万3,000円になります。

こちらにつきましては、不登校状態の解消と不登校問題の未然防止のため、スクールライフサポーターによる家庭訪問や学校生活の支援を実施するというものであります。龍ヶ崎小学校に1名配置いたします。この事業につきましては、全体事業期間3年間のうち、本年が2年目となります。県の予算の関係もありまして、それぞれ単年度の予算措置になっております。

報償費につきましては、スクールライフサポーターに対する謝金であります。1時間当たり1,000円になります。年間で296時間分をみております。

需用費については、筆記用具などの消耗品費で1,000円、そして、役務費では活動中の事故等に備えるための傷害保険料1万6,000円を計上しております。

その下、小学校費、小学校教育振興費、1億4,595万円であります。

こちらにつきましては歳入でも説明しましたが、ギガスクール構想に基づく1人1台端末の購入費であります。そして、この購入費は、補助対象のものとは地方単独分のもの、

そして令和元年度に予算を計上して本年度に繰り越しているものに関する単価差分が含まれます。

順に説明いたしますと、令和2年度分として2,107台を購入します。単価は6万円で1億2,642万円になります。そして、2,107台の内訳です。補助対象分が1,593台、そして地方単独分が514台であります。

それから、単価差分であります。令和元年度の国の補正予算を受けまして、当市でも補正予算に計上させていただいた上で今年度に繰り越しているものであります。1,302台の単価差分として1台当たり1万5,000円で、1,953万円であります。

そして、繰越分の1,302台の内訳ですが、補助対象分が866台、地方単独分が436台であります。

そして、国庫補助金につきましては、1台当たり4万5,000円の定額補助ということを先ほどお話ししましたが、実際にこの端末を購入しようとする際に設定費用なども必要になりますことから、6万円の単価を見込んだところであります。昨年度計上したものについては、補助単価の上限4万5,000円だけで計上してしまっておりまして、これですと設定費、その他で不足を来たすことが予想されますので、今回その単価差分として1万5,000円分を追加させていただいたということであります。

10ページ、11ページをお開きください。

中学校管理費、9万9,000円です。

こちらは、愛宕中学校、城南中学校の統合に伴う新設中学校、龍ヶ崎中学校が令和4年4月に開校を予定しております。ただ今、その準備作業を進めておりますけれども、新しく設立されます龍ヶ崎中学校の校章のデザイン料として9万9,000円を計上させていただいております。

その下、中学校教育振興費であります。

こちらも小学校費と同じく、ギガスクール構想に基づく1人1台端末の購入経費であります。7,227万円になります。

内訳であります。令和2年度の新規購入分として1,043台、単価が6万円であります。合計で6,258万円になります。

1,043台の内訳です。補助対象分が884台、地方単独分が159台になります。

そして、小学校と同じように単価差分です。昨年度、4万5,000円の単価で計上させていただいた上で繰越をしておりますが、環境設定費、その他で1台当たり1万5,000円の不足が見込まれることから、646台の1万5,000円分、969万円を計上させていただいております。

そして、646台の内訳であります。補助対象分が432台、地方単独分が214台であります。

補正予算の説明については以上であります。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

7ページの大学生等緊急支援事業なんですけども、50件だっていうことだったんですけど、この数字について、算出根拠と不足した場合ということも考えたときどうするのでしょうか。

○後藤敦志委員長

藤ヶ崎社会福祉課長。

○藤ヶ崎社会福祉課長

ただいまご質問がありました、大学生の支援事業についてですけども、50人分の考え方ですが、まずこちらの制度設計の段階で、流通経済大学の方に照会をいたしました。そうしましたところ、龍ヶ崎市内にお住まいの流通経済大学生の数が約1,000名、そのうち800名の方が運動部系で寮などにお暮らしになっている。そうすると、残りの200人ぐらいがアパートや下宿されている方という数字をいただきまして、こちらの国の制度で、すべての学生のうち約2割程度が今回の支援の対象になるだろうという報道等がされていまして、200人の約2割ということで、50人の予算をさせていただいたところですよ。

ただ、これはあくまでも流大生に限定したお話でございますので、それ以外ですね、学生の方からの申請が寄せられることが当然想定されます。そうしたときには、予算の方の確保につきましては、柔軟に対応して追加してまいりたいと考えております。

以上です。

○後藤敦志委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

はい、ぜひよろしく申し上げます。

要するに、龍ヶ崎市に住民票があって、どこかアパートかなんか借りてて、結局、アルバイトなんかしてて収入が減ったっていう子どもたちも当然含まれるってことですよ。

【「はい」と答える声あり】

○伊藤委員

ぜひ、不測の場合は柔軟に対応してください。

それと、次の保育対策総合支援事業なんですけど、保育園などに上限50万円をマスクとかアルコールとかっていうことで、支給する、補助するってことなんですけど、この支給方法っていうのは、どんな形、どのようなことでやるのでしょうか。先にお金を渡して、するのでしょうか。

○後藤敦志委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

支給の方法になりますけれども、購入後、申請をしていただきまして、そのうち、実績に応じて50万円を上限に支給する予定になっております。  
以上です。

○後藤敦志委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

わかりました。なかなか大変なんで、一定程度お金を預けてってということですね。結局、現金もないのかなってという思いがあったもんですからお聞きしました。

○後藤敦志委員長

ほかにありませんか。  
山宮委員。

○山宮委員

すいません、一点だけ。

5ページの一番下のネーミングライツ収入なんですけれども、7月から運用開始ということで、たつのこフィールドと市の文化会館の名前が変わるということなんですけども、7月と言ったら来月なので、来られる方がどこのことということがないように、周知はどのようにされるのでしょうか。

○後藤敦志委員長

岡田健康づくり推進部長。

○岡田健康づくり推進部長

はい、当初は5月の予定だったんですけども、コロナの関係でもともと使われなくなってしまったので、延長して7月からという目途で動いております。

まず、契約をいたしまして、そのあとに周知とか、そういうところも話し合っやっていきたいというふうには考えていますので、わかりやすい形でやっていきたいと思っております。

○後藤敦志委員長

山宮委員。

○山宮委員

慣れるまではちょっと時間がかかるのかなって、龍ヶ崎市の文化会館というイメージでずっときているのが、大昭ホール、どこというふうになる方が多いのではないかな。フィールドの方は何となくイメージつくんですけども、そのあたりについて皆さんの混乱がないようによろしく願いいたします。

以上です。

○後藤敦志委員長  
山村委員。

○山村委員  
7ページ中段の社会福祉総務費のプレミアム付商品券事業ですね。1,600万円というのがあるんですけど、商工観光費の6,000万円とは別にあるんですけど、この内容について教えてください。

○後藤敦志委員長  
藤ヶ崎社会福祉課長。

○藤ヶ崎社会福祉課長  
プレミアム付商品券ですけども、これは昨年度、平成31年度にすでに実施したプレミアム付商品券です。  
事業の目的が、昨年10月の消費税10%引き上げに伴って、低所得者の方、それとお子さんが3歳未満の子育て世帯に対して実施したプレミアム付商品券ということになりますので、商工観光課の方のプレミアムとはまた別の事業になります。  
以上です。

○後藤敦志委員長  
山村委員。

○山村委員  
ありがとうございました。わかりました。

○後藤敦志委員長  
ほかにありませんか。  
別にないようですので採決いたします。  
議案第8号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長  
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。  
続きまして、議案第9号 令和2年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部から説明願います。  
岡田健康づくり推進部長。

○岡田健康づくり推進部長  
それでは、別冊の17ページをご覧ください。

議案第9号 令和2年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億4,621万3,000円とするものです。

20ページ、21ページをご覧ください。

まず、歳入です。

一般被保険者国民健康保険税について、230万1,000円の減額です。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国民健康保険税の減免措置による税収の減額を計上したものです。

その下、災害臨時特例補助金になります。

国民健康保険税の減免措置による減収分を国が補助するもので、現年度課税分の10分の6相当額が交付されるというものになります。

その下です。特別調整交付金分（市町村分）になります。

こちらは、保険税の減免措置に対して、国庫補助の残り10分の4の92万400円、遡及適用の場合の令和元年度分の減免分として51万2,000円、この他、来年3月から予定しておりますマイナンバーカードへの被保険者証の機能追加に合わせて行うマイナンバーカード取得促進の取り組み分、啓発リーフレットの封入封緘経費84万5,000円、この3つを合わせまして、227万7,000円を計上しております。

続いて、その下の歳出になります。

国民健康保険事務費です。被保険者証の作成及び封入封緘の委託料です。

こちらは、先ほど歳入でも説明いたしましたマイナンバーカード普及促進のための啓発リーフレットの封入封緘業務の委託費用となります。

続いて、その下、一般被保険者保険税還付金です。

新型コロナウイルス感染症関連の国民健康保険税減免に関しまして、令和元年度に遡及して減免の適用を行った場合を想定し、納付済み分に対する歳出還付を計上したものととなります。

以上です。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

○後藤敦志委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第9号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第10号 令和2年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

それでは、別冊23ページをお開きください。

議案第10号 令和2年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億9,614万1,000円とするものでございます。

この度の補正についてでございますが、議案第7号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例でご提案いたしました、付則に第8条を加えることに伴うものでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の著しい減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免について、国の財政支援をもとに補正しようとするものでございます。今回の予算の補正に当たりまして、減免の対象者について、介護保険料額が第5段階の基準額6万1,500円の方で、年金からの天引きの特別徴収、納付書による支払の普通徴収、それぞれ10名計20名と想定しております。

それでは、補正額の説明をさせていただきます。

26ページ、27ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

第1号被保険者介護保険料になります。

先に申し上げました介護保険料基準額6万1,500円に対し、割合10分の8の4万9,200円が減免額になります。第1号被保険者介護保険料特別徴収現年度分、第1号被保険者介護保険料普通徴収現年度分、それぞれ10名ずつを見込んでおります。したがって、4万9,200円×10名×2倍ということで、合計98万4,000円の減額となるものでございます。

その下の箱の特別調整交付金でございます。

介護保険料の減免分につきまして、特別調整交付金として、国の財政支援を受け入れる部分になります。先ほどの保険料98万4,000円に後述の第1号被保険者保険料還付金の14万1,000円を加えた合計が補正額となります。

続いて、歳出でございます。

第1号被保険者保険料還付金になります。

これは、今回の介護保険料減免の対象として、令和元年度分の令和2年2月以降の納期分も含まれているため、納入が済んでいる保険料をさかのぼって還付する分が生じると想定したものでございます。過年度分のため、予算上は還付金処理となります。

ここでの補正額ですが、まず、特別徴収の1人当たりの減免該当分として、8,100円と設定し、10名を見込んで8万1,000円となります。また、普通徴収の1人当たりの減免該当分として6,000円と設定しまして、10人を見込んで6万円となります。合わせて、14万2,000円の増額を想定したものでございます。

以上でございます。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

○後藤敦志委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第10号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号））の所管事項について、執行部から説明を願います。

松尾教育部長。

○松尾教育部長

それでは、32ページをお開きいただければと思います。

第2表繰越明許費補正（追加）であります。

このうち所管事項につきましては、教育費の教育センター管理費、4,875万8,000円になります。

これにつきましては、旧馴馬小学校の体育館解体工事に関するものであります。工事につきましては、3月中に終了しておりましたが、工事終了後の家屋の事後調査の期間を見込みましたことから、繰越をさせていただきました。

そして、その下です。新学校給食センター建設事業、535万7,000円であります。

これにつきましては、デザインビルド方式による業者選定契約支援業務委託料を繰越させていただいたものであります。昨年度、整備基本計画を策定いたしまして、年度末に完了しておりますが、これを受けて、今後、契約手続きに入りますものですから、繰越をさせていただいたというものであります。

その下です。第3表地方債補正（変更）であります。

下から4つめです。旧馴馬小学校施設解体事業です。

こちらにつきましては、旧馴馬小学校の体育館解体に伴う財源でありまして、精算に伴うものであります。限度額を20万円減額して、5,830万円にしたものです。

その下、中学校施設整備事業であります。

こちらにつきましては、ギガスクール構想に関するものであります。ギガスクール構想のうち、校内ネットワーク整備にかかる国庫補助金の減額見合いの財源措置として、限度額を3,870万円引き上げまして、1億1,400万円にしたものであります。

その下、図書館施設整備事業であります。

図書館のエレベーター更新、和室改修事業に関するものでありますが、精算に伴うものです。590万円を減額して、3,790万円にしたものです。

一番下、小学校施設整備事業です。

こちら、中学校費と同様にギガスクール構想に基づく校内ネットワーク整備にかかる国庫補助の減額見合いによるものです。5,640万円を増額して、限度額を1億7,430万円にしたものであります。

35ページをお開きください。

○岡田健康づくり推進部長

35ページが一番上の箱になります。

国民健康保険基盤安定等の国庫負担金になります。

低所得者が多く加入する国民健康保険の制度安定化を図る目的で、国と茨城県から交付されるもので、均等割及び平等割軽減対象数に応じて交付される保険者支援分と、軽減実績に基づいて交付される保険税軽減分に分かれております。

こちらは、保険者支援分として国から算定額の2分の1相当額が交付されるもので、実績に基づく減額となっております。

○清宮福祉部長

下の段の子どものための教育・保育給付費でございます。

市内の保育施設等に支払う給付費増加により、国負担分の歳入が増えたものです。国の負担分2分の1を計上したものでございます。

その下の箱になります。上から2段目の障がい者地域生活支援事業費でございます。

サービス利用の増加によりまして、国負担分の歳入が増えたものでございます。

国の負担分2分の1を計上しております。

○松尾教育部長

一つ飛びまして、小学校費補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費で5,770万8,000円の減額であります。

これにつきましては、ギガスクール構想に基づく校内のネットワーク環境整備であります。補助の要件としまして、一校あたり3,000万円を上限に、実際の所要額に対して2分の1を補助するという制度でありました。そして、本市におきましては参考見積もりなどを徴した上で、それを基礎として補助申請をしたところでありますけれども、内示額が下回ったというようなことであります。

その下、同じく中学校費であります。3,947万7,000円の減額でございます。

○岡田健康づくり推進部長

その下の箱になります。国民健康保険基盤安定等の民生費の負担金になります。

先ほど説明いたしました保険基盤安定等の県負担金分です。保険者支援分として、県負担4分の1相当額その他、軽減実績額に応じて交付される保険税軽減分として4分の3相当額を含んだものとなっております。実績に基づく減額となります。

○松尾教育部長

その下の段になります。子どものための教育・保育給付費でございます。

市内の保育施設等に支払う給付費増加によりまして、県負担分の歳入が増えたものでございます。県の負担分4分の1を計上しております。

その下の箱でございます。障がい者地域生活支援事業費です。

サービス利用の増加によりまして、県負担分の歳入が増えたものでございます。県の負担分、4分の1を計上しております。

○松尾教育部長

一番下になります。市債の教育総務債、旧馴馬小学校施設解体事業債、事業費精算に伴うもので20万円の減です。

その下、中学校施設整備事業債です。

校内のネットワーク環境に関するもので国庫補助減額見合いに関するもので、3,870万円の増であります。

その下、図書館施設整備事業債です。

精算に伴うもので590万円の減であります。

一番下、小学校施設整備事業債です。

こちらも中学校と同様に国庫補助減額見合いで5,640万円の増であります。

37ページをお開きください。

○岡田健康づくり推進部長

37ページの中段の箱になります。

国民健康保険事業特別会計繰出金です。

こちらは、特別会計への繰出となっております。

○清宮福祉部長

その下の障がい者地域生活支援事業（補助分）でございます。

日中一時支援事業及び訪問入浴事業において、利用者が増えたことによる支出の増加分でございます。

○岡田健康づくり推進部長

その下、介護サービス事業特別会計繰出金です。

こちらも特別会計への繰出となっております。

その下、職員給与費（医療福祉分）です。

国体終了に伴う12月1日の異動に係る増額となっております。

○清宮福祉部長

一番下の箱でございます。障がい児支援サービス事業特別会計繰出金でございます。

これは、つぼみ園の職員給与のための繰出金でございます。

その下の段の子どものための教育・保育給付費でございます。

市内の保育施設等に支払う教育給付費につきまして、公定価格の改正及び各種加算の認定見込みにより管内1号分は減額、管内2、3号分については増額したものでございます。保育所等の公定価格につきましては、基本額と各種加算額で支払っており、各種の種類は基本加算が23種類、特定加算が18種類ございます。3月時点で加算の認定状況が各施設において確定していなかったことから、加算の認定見込みにより専決処分を行ったものでございます。

○松尾教育部長

41ページをお願いします。

教育費の教育総務費になります。

まず、職員給与費（教委事務局）であります。

職員手当は退職手当分になりますが、12月1日付で人事異動がありまして、国体推進課から2名の職員が転出しております。当該職員に関する退職手当分については、教育費すべて、教委事務局に一括計上されるものですから、減額したものです。16万5,000円の減です。

その下、学習充実支援事業であります。

これは、本年3月の臨時休業期間中の学習サポート事業の際の学習充実非常勤講師に要する報酬であります。60万円でございます。

その下、教育センター管理費です。

こちらにつきましては、旧馴馬小学校体育館プール解体工事実施設計の精算に伴う減です。24万3,000円の減であります。

一番下です。社会教育費です。

図書館管理運営費、763万9,000円の減であります。委託料では、エレベーター更新工事の実施設計の精算減18万4,000円。そして、工事費では、次ページ、43ページになります。エレベーター更新工事の精算で619万9,000円の減、そして1階和室改修工事の精算で125万6,000円の減となります。

一番下になります。職員給与費（保健体育総務）です。

国体終了に伴う12月1日付の異動に伴う減額となります。

以上です。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山村委員。

○山村委員

よくわからないので、教えていただきたいんですけど、35ページの歳入のところ、上段の国庫支出金で、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費ということで減額されています。

それで、その分が今度下の方の教育費債というところで、市債として、その分使われてるんですけど、これ内示を満たさなかったってことだったんですけど、具体的にどんな理由だったか教えていただけますか。

○後藤敦志委員長

中村教育総務課長。

○中村教育総務課長

龍ヶ崎市といたしましては、先ほど松尾部長がご説明いたしました通り、3,000万円程度を見込んでいたわけなんですけれども、多分ですね、国において想定以上に市町村からの申請が多くなったものですから、査定という形で、各市町村に減額して内示をしたものというふうに考えております。

○後藤敦志委員長

山村委員。

○山村委員

わかりました。こちらの申請、想定ミスというわけではなくて、請求が多くて減額されたってということですね。

○後藤敦志委員長

中村教育総務課長。

○中村教育総務課長

計上にあたりましては、一応参考見積もりを徴取しまして、それに基づいて要求をしたんですけども、国の方の査定で減額されたというようなことであります。以上です。

○後藤敦志委員長

山村委員。

○山村委員

ありがとうございます。

○後藤敦志委員長

ほかにありませんか。  
油原委員。

○油原委員

32ページ、繰越明許費の補正で、新学校給食センター建設事業があります。

今年度、本格的な事務手続きに入るということでありますけれども、これまで、それから今後の事務手続きというか、時期的な話、どういう手続きでいくのか、ご説明をいただきたい。

○後藤敦志委員長

松尾教育部長。

○松尾教育部長

デザインビルド方式による契約を予定しておりまして、現在、事業者から事前に公表したものに対して、要求水準等に対して質問が寄せられております。これについて、今月中に回答するようなことで、今、準備を進めております。

その後、7月、8月になろうかと思いますが、正式に入札の公告を行うこととなります。そして、総合評価方式になろうかと思いますが、総合評価方式の一般競争入札が行われると。9月、10月くらいに仮契約にいけるのかなと思っておりまして、本年第4回の定例会に議決事件として、契約をお諮りしたいと思っております。そして、議決された後、来年、年明け1月から事業が本格化するというふうに思っております。

○後藤敦志委員長  
油原委員。

○油原委員

一般的なDB方式、従来からいろいろとお話を聞く中で、DB方式の導入にあたってはやっぱり地元企業って言ってましたけども、地場産業の育成というようなことを踏まえてDB方式という話をお聞きしておりますけども、前の議会で用地取得をしました。

今後、当然、私は、造成に入って、それでDB方式かなと思ってたんですけども、要するに約25億円ですか、造成まで含めたDB方式にするという考え方なんでしょう。

○後藤敦志委員長  
松尾教育部長。

○松尾教育部長

まず、造成工事については、大きく2通り考えられると思っております。

一つは、土地を取得後に発注者を龍ヶ崎市として造成工事を先行して行って、その後、上物について今回のデザインビルド方式を採用するというやり方が一つ、もう一つはその造成を含めて一体でやってしまうというやり方。

それで、この検討の中で、両方を検討いたしました。そして、結論として、別途で対応した場合に、後々の地盤沈下その他がもし仮に起こったような場合に造成による瑕疵なのか、建築物による瑕疵なのか、危険負担が判然としないであろうということを懸念しまして、やはり一体で整備をしたほうが危険負担、責任が明確になるだろうということで、一体発注というようなことで内部の検討が整った次第であります。

○後藤敦志委員長  
油原委員。

○油原委員

造成工事も含めて発注というのは、要するに、今後の瑕疵責任の明確化というようなことでありますけれども、これまで学校建築からいろいろやっておりますけれども、造成工事と建物についての瑕疵責任云々なんて問題は今まで一度も起きたことはありません。

基本的にDB方式で、地場育成をしていくんだという前提であれば、要するに、今回、一緒くたとなれば建築業者に造成工事まで全部含めるということですから、地元の土木業者ですね、土木しか持っていない業者についてのチャンスはないわけですよ。全体的に仕事が少ないなか、やっぱり地場育成、地場育成って言っときながら、土木業者を排除という言い方はないですけども、チャンスを与えないというようなことはやっぱり地場育成ではないんですよ。地元の業者が取っただけが地場育成ではない、多くの地元の業者に受注機会があるということがやっぱり地場育成なんです。

そんな意味では、瑕疵責任というようなこともありますけれども、今までも瑕疵責任で何ら問題が起きたことはありませんから、一般的にやっぱり造成をして、その後、D

B方式による建築に入っていくということが、私は一般的なんだろう。25億円という大きな額ですから、やっぱりできるだけ分けて仕事をしていただくということが、私はいんだらうというふうに思います。

これは、私の要望だけで終わらせていただきたいと思います。

○後藤敦志委員長

ほかに質疑ありませんか。

別にないようですので採決いたします。

報告第5号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案を原案の通り承認することに決しました。

ここで、換気のために休憩いたします。再開は11時10分です。

【休 憩】

○後藤敦志委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））について、執行部から説明を願います。

岡田健康づくり推進部長。

○岡田健康づくり推進部長

それでは別冊の51ページをご覧ください。

こちらは、歳入予算の繰入金の入れ替えによるものとなりますので、予算自体は増減はございません。

54ページ、55ページをご覧ください。

保険基盤安定繰入金の減額分を補填するために、その他一般会計繰入金と国民健康保険支払準備基金繰入金を増額する補正となります。

以上です。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

○後藤敦志委員長

別にないようですので採決いたします。

報告第6号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第3号））について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

それでは、別冊57ページをお開きください。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第3号））についてでございます。

これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,312万4,000円としたものでございます。

60ページ、61ページをお開きください。

歳入についてでございます。

障がい児支援サービス事業給付費等繰入金でございます。

これは、つぼみ園の職員給与のための繰入金でございます。

下の歳出でございます。

職員給与費（障がい児支援サービス総務管理）でございます。

つぼみ園の12月の人事異動に伴いまして、職員給与のために計上したものでございます。

以上でございます。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

○後藤敦志委員長

別にないようですので採決いたします。

報告第7号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号））について、執行部から説明願います。

岡田健康づくり推進部長。

○岡田健康づくり推進部長

別冊の65ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,152万8,000円とするものでございます。

68ページ、69ページをご覧ください。

歳入の介護予防サービス計画費収入及び介護サービス事業費等繰入金を増額し、歳出の居宅介護予防支援サービス費で介護予防サービス嘱託員の人件費を増額する補正となります。

以上です。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

○後藤敦志委員長

別にないようですので採決いたします。

報告第8号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

それでは、議案書の66ページをお開きください。

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）で  
ございます。

67ページをお開きください。

これは、令和2年1月23日午後2時30分頃、龍ヶ崎市4209番地の常陽銀行竜崎支店駐  
車場におきまして、公用車のドアを龍ヶ崎市に在住の方が所有する小型乗用車に接触さ  
せた事故に関する損害賠償額の決定及び和解につきまして、特に緊急を要するため議会  
を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項  
の規定により処分したものでございます。損害賠償額は14万8,445円でございます。

以上でございます。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤光秀委員。

○後藤光秀委員

すいません。小型乗用車って、どういう車の車種とあとドアを軽自動車にぶつけちゃったということだと思っすけども、どの程度ぶつけたんでしょうか。

○後藤敦志委員長

藤ヶ崎社会福祉課長。

○藤ヶ崎社会福祉課長

まず、一つ目の車種につきましてですけども、ホンダのスパイク、ちょっと排気量がわからないんですが、スパイクという小型の乗用車です。

この日は、雨が降っていて強風が吹いていたということで、銀行の駐車場で傘を差して荷物を持って、それで車に乗り込もうとしたときに、ドアを開けて支えていたんですけども、手が滑って風にあおられて、ドアが隣の車に接触しちゃったと。そういうような内容で大変申し訳ございませんでした。

○後藤敦志委員長

後藤光秀委員。

○後藤光秀委員

いつもこういうところでちょっと質問させてもらっているんですけども、その接触したキズ、14万8,000円って、いつも思うんですけど、ちょっと高くないですか。どの程度の大きさなんですけど、板金でこんなにかかりますか。その辺、妥当なんですかね、こういうのでいつも思うんですけど、金額が。

○後藤敦志委員長

藤ヶ崎社会福祉課長。

○藤ヶ崎社会福祉課長

サイドドアのガラスの下部2カ所を破損されたということで、おそらくドアパネルの交換をされたのではないかなと思います。

○後藤敦志委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。

報告第10号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号））について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

それでは、別冊83ページをお開きください。

報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号））についてでございます。

この中から所管事項について、ご説明をいたします。

86ページ、87ページをお開きください。

2段目の箱でございます。

県支出金の放課後等デイサービス支援等事業費でございます。

放課後等デイサービス利用者を支援する事業に対しまして、県の負担分4分の3を計上したものでございます。

次に、歳出でございます。

その下の3段目の箱です。新型コロナウイルス感染症緊急福祉対策費でございます。

障害福祉サービス事業所及び介護保険サービス事業者等に対しまして、マスクや消毒液、防護服等を配布するための需用費と、学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用者の利用者負担分を支援するための補助金を計上したものでございます。

○松尾教育部長

その下です。衛生費の保健衛生費であります。

この中の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費の備品購入費89万5,000円であり、こちらは中央図書館に配備します書籍の消毒機の購入経費になります。

説明については以上です。

○後藤敦志委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

○後藤敦志委員長

別にないようですので採決いたします。

報告第18号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○後藤敦志委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これもちまして、文教福祉委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。